

MONEY FOR PRESIDENT

高橋FPの 社長が知りたい お金の話

ファイナンシャル・プランナー
高橋 学



53歳。証券会社勤務を経て、ファイナンシャル・プランナーとして独立。証券会社時代から多くの経営者をクライアントに持ち、お金に関するアドバイスをを行っている。

大綱で読む2022年度の税制改正

成長戦略のもとに賃上げ促進税制を強化

こんにちは、高橋学です。昨年末、2022年度の税制改正大綱が閣議決定されました。1月には、この大綱を踏まえて「税制改正法案」が作成されました。その多くは、4月から施行されます(図表1)。

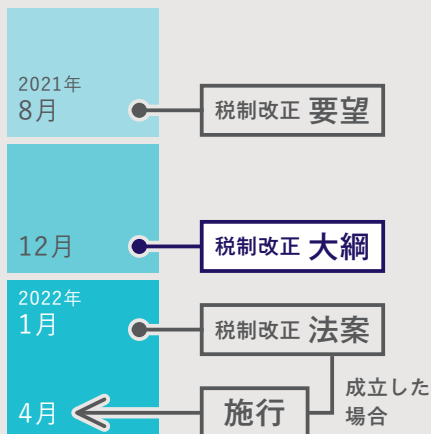
今回の目玉は、①の賃上げ促進税制の強化です(図表2)。従業員の給与総額を増やした企業を対象に、法人税の税額控除率を引き上げ、賃上げを促進するもので、大企業の場合、継続雇用者の給与等支給額を前年度から3%以上増やした企業に賃上げ額の15%の税額控除に加え、給与支給額を4%以上増やせば25%の税額控除になります。さらに、教育訓練費を前年度から20%以上増やすと、5%の税額控除が追加され、最大で増加額の30%の税額控除を受けられます。中小企業の場合は、新規雇用者も含めた給与支給額を前年度から1.5%以上増やした企業に賃上げ額の15%の税額控除に加え、給与支給額を前年度から2.5%以上増やせば30%の税額控除になります。さらに教育訓練費を10%以上増やせば最大40%の控除を受けられます。

コロナ禍もあり、各種税制優遇策の延長が相次ぐ

今回はコロナ禍の影響もあり、税制優遇措置の延長案も目立ちました。②のオープンイノベーション促進税制は、未上場のスタートアップ企業へ一定額以上の出資をした企業は所得控除が受けられる仕組みで、当初22年3月末で終了する予定でしたが24年3月末まで延長となりました。③の5G導入促進税制は、5G関連の設備投資をした事業者向けの税制優遇措置。全国展開する携帯大手向けと「ローカル5G」を運用する事業者向けの2種類がありますが、こちらも21年度までで終了する予定が、24年度まで延長されることに。④の固定資産税の軽減は、地価が上昇しても前年度と同じ税額に据え置く特例措置です。当初は21年度に終了する予定でしたが、商業地のみ増税半減という形で22年度まで延長されることになりました。⑤の交際費特例は中小企業が使用した交際費や接待費のうち800万円までを損金に算入できる特例で、23年度まで延長されます。

なお、電子取引における電子データの保存を義務化する⑥「電子帳簿保存法」は、23年末まで施行が猶予されます。M

図表1 税制改正の流れ



図表2 2022年度税制改正大綱の概要(企業に関する改正の一部)

| | |
|----------------------|--|
| ① 賃上げ促進税制の強化 | 賃上げ率などに応じて大企業は最大30%、中小企業は最大40%の法人税の税額控除 |
| ② オープンイノベーション促進税制の延長 | 非上場企業への出資額の25%を課税所得から差し引く措置を24年3月まで延長 |
| ③ 5G導入促進税制の延長 | 高速通信規格「5G」通信網の整備支援を24年度まで延長。控除率は段階的に引き下げ |
| ④ 固定資産税の軽減 | 商業地に関わる課税の上昇幅を評価額の2.5%(現行5%)に軽減 |
| ⑤ 交際費特例の延長 | 中小企業の交際費を800万円まで損金に計上可能な特例を23年度まで延長 |
| ⑥ 電子帳簿保存法の2年猶予 | 電子取引における電子データの保存義務化の施行を23年末まで猶予 |

(出所)財務省「令和4年度税制改正の大綱の概要」などの資料をもとに当社作成